



議決権とは、株主の権利として会社の経営方針などに対して決議できる権利のことを言います。原則として、その所有する株式数に応じて、一定の量の議決権を株主総会において行使できます。通常、1株式について、1議決権が付与されています。しかし、次の株式等については例外となります。

(1) 自社で保有する自己株式  
自社で保有する自己の株式です。  
株主から自社が株式を取得した場合に生じます。

(2) 相互保有株式  
会社同士で株式を相互保有している場合の株式を言います。  
B社がA会社の1/4の株式を保有している場合、  
A会社が保有するB社の株式については、議決権が行使できません。

(3) 議決権制限株式  
配当が優先される代わりに議決権が制限される株式などをいいます。

## 2. 議決権の割合による権利

(1) 普通決議と特別決議  
株主総会の決議事項には、決議内容の重要度に応じて、「普通決議」と「特別決議」の2つがあります。  
例としては、次のようになっています。

- ① 普通決議……計算書類の承認、剰余金の配当、役員を選任
- ② 特別決議……定款の変更、募集株式の割当、解散

(2) 定足数  
少数の株主のみで株主総会の決議を行う事は出来ません。  
一定の数の株主が株主総会に出席している事が、決議のためには必要になります。  
普通決議、特別決議とも、株主の議決権の過半数を保有する株主が出席している事が要件になります。  
ただし、定款で別途定める場合にはこの限りではありません。

(3) 決議の承認に必要な議決権  
普通決議、特別決議及びその他の事項の承認に必要な議決権割合は次のようになっています。

- ① 普通決議……出席した株主の議決権の過半数
  - ② 特別決議……出席した株主の2/3
- なお、上記は議決権の定款で定める場合にはこの限りではありません。

法人にとって、解散等は重大な決議事項になりますが、  
この場合、議決権の2/3以上を有している株主がない場合、  
決議の承認が行えなくなる可能性があります。  
逆に、議決権の2/3以上を有する株主がいる場合、  
その株主はその会社のほぼ全ての事項を決める事ができ、支配的であると言えます。

このように、会社の株式及び議決権については、  
会社を運営する上で、根幹となる重要な要素になっています。  
また定款や議決権の保有割合などは会社を設立する際に決定すべき内容ですが、  
最初に決めた事が、後々、会社の運営に重大な影響を及ぼす事も考えられますので、  
ご注意下さい。  
会社の設立や支配権の承継などでお悩みの方は、是非、ご相談下さい。

ご質問等不明な点がございましたら、  
お気軽にご連絡いただければ幸いです。

メールマガジン編集担当 山岡 至

┌───────────┐ 〰 ────  
| 〰 |  
└───────────┘

東京経営者大学（後継経営者、幹部育成講座）第5期生が開講中です。

東京経営者大学とは、経営コンサルタント会社で30年使用してきた

コンサルティングノウハウを、経営者と幹部を育成するために

提供していただくものです。

ただ講座を受けて聞いているだけの座学ではなく、自ら考え、行動し、

それを発表するというトレーニングサイクルを行うことで、

経営者として、また幹部としての成長を促すものです。

そこで、しっかりとプロのコンサルタントの先生のもとで学び、

顧問させていただいている私たちの立場から、

継続した行動が行われているかを確認させていただくことで、

短期的で終わらず、継続した成長が実現できます。

また、一緒に学ぶ経営者の同志ができることで、

今後お互いに助け合いながら自社の経営に役立てることもできます。

これまでの参加者の方々は、日に日に参加者同士信頼関係が生まれ、

新たなビジネスチャンスを手に入れた方も多くいらっしゃいます！

ご興味のある方は、見学が出来ますので、

各担当者又は九段会計事務所までお気軽にご連絡下さい！！

担当：森戸 将登・武井 愛実

〱 〱 ■ 労務関係



9月分の厚生年金保険料の料率に変更になります。

多くの事業主様が10月の給与計算で天引きする分になると思いますが、

当月、徴収となっている事業主様は変更の手続きをお願いします。

今まで→18.182% (本人負担分：9.091%)

今回→18.300% (本人負担分：9.15%) になります。

今まで毎年、料率が上がっていましたが、今後、この料率で固定される予定です。

以上ご確認をお願いいたします。

〱 〱 ■ 編集後記



猛暑になったかと思えば、梅雨のような天気になり、  
体調を崩された人も多いと思います。

気づけば今年もあと4か月。  
時間が過ぎるのが年々、早く感じてきていますが、  
自分自身のアップデートもそのスピードに合うようにしていきたいと思います。

メールマガジン編集責任者 矢合 真弓

---

☆広告

★FaceBook やっています！

「税理士法人 九段会計事務所」で検索宜しくお願い致します！

「いいね！」ボタン押して下さい★

★募集！ 現在九段会計では季節毎に季刊誌を発行しております。  
その中でお客様を紹介するページを設けました。

御協力頂ける方・アピールしたい事がある方、

是非御一報下さい！所員が「インタビュー&写真撮影」に伺います！！

★「正しい経営を推進する」新しいサービス「MA S(マス)」。  
経営計画の策定や月次管理のお手伝いを行います。  
詳しくは所員までお尋ね下さい。

いつも九段会計事務所をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

---

このメルマガは弊所顧問先様のほか、名刺交換させていただいた方も

対象にお送りしております。

配信停止をご希望の方は、お手数ですが、下記までご連絡下さい。

なお、このメールには返信いたしませんので、お問い合わせ等ございましたら

各担当者又は下記連絡先までお願い致します。

info@kudan-tax.jp

★☆☆☆☆☆☆☆☆九段会計事務所 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-3-1

滝ビル3F

TEL 03-3222-5271

FAX 03-3222-5270

URL <http://www.kudan-tax.jp/>

mail info@kudan-tax.jp